

十日町市福祉有償運送運営協議会要綱  
(設置)

第1条 道路運送法(昭和26年法律第183号。以下「法」という。)の規定に基づき、福祉有償運送に係る登録等に関し必要な事項を協議するため、十日町市福祉有償運送運営協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(所管事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 法第79条の規定に基づき、自家用有償旅客運送の登録(法第79条の6第1項の規定に基づく有効期間の更新の登録及び法第79条の7第1項の規定に基づく変更登録を含む。)を申請する場合における運送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項
- (2) 法第79条の12第1項第4号の規定による合意の解除に関する事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市の区域で行われる福祉有償運送について必要と認められる事項

(協議会の構成員)

第3条 協議会は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する15人以内の委員をもって組織する。

- (1) 市を営業区域に含む一般旅客自動車運送事業者及びその組織する団体の意見を代表する者
- (2) 市民又は自家用有償旅客運送の利用が想定される者の意見を代表する者
- (3) 新潟運輸支局長又はその指名する職員
- (4) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体の意見を代表する者
- (5) 市において福祉有償運送を行っている法人等の意見を代表する者
- (6) 学識経験者
- (7) 市職員(福祉施策を所管する部に属する者及び交通施策を所管する部に属する者)
- (8) その他市長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 協議会の委員の任期は、3年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。

3 副会長は、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(協議会)

第6条 協議会の会議は会長が招集し、議長となる。ただし、新たに選任された委員による最初の会議は、市長が招集する。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、委員の合議で決する。ただし、合議が調わないときは、委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 会長は、会議の運営上必要と認めるときは、委員以外の者を出席させ、意見を求め、又は必要な資料の提出を求めることができる。

5 委員は、自らが所属する団体の協議事項の議決に加わることができない。

6 会議は原則として公開とする。ただし、個人情報の取扱いについては十分配慮し、会長が公開することが適当でないとき、会議に諮った上で、会議の全部又は一部を非公開とすることができる。

(審査委員会)

第7条 協議会に審査委員会を置く

2 審査委員会は、運送者又は登録申請を行おうとする者の申請内容等のうち、協議会の運営に当たって必要な事項を審査し、結果を協議会に報告する。

3 審査委員会は、第3条に定める構成員その他審査するに相当と認められる者5人以内をもって組織する。

4 審査委員会に委員長を置き、委員長は、会長が指名する。

5 審査委員会は、委員長が招集し、議長となる。

6 委員長は、審査上必要と認めるときは、委員以外の者を出席させ、意見を求め、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(守秘義務)

第8条 協議会の委員及び審査委員会の委員は、個人情報その他業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、福祉課において処理する。

(その他)

第10条 この告示に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が運営協議会に諮り定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行する。

(特例措置)

2 この告示の施行後最初に就任する委員の任期は、第4条の規定にかかわらず、委嘱の日から平成32年3月31日までとする。